

青森県国際交流員の活用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が任用している国際交流員の活用について、必要な事項を定めるものである。

(国際交流員の活用)

第2条 誘客交流課長は、県並びに県内の市町村、教育関係機関及び民間団体等（以下「活用団体等」という。）が行う国際交流活動に対し、国際交流員を従事させることができる。

2 前項の規定による国際交流員の活用は、次の各号に活用団体毎に掲げる国際交流活動によるものとする。

(1) 県

- ① 外国からの訪問客の接遇
- ② 外国語刊行物等の編集・翻訳・監修（英文の和訳を除く。）
- ③ イベント等の際の通訳業務
- ④ 国際観光交流事業を含む国際交流事業の企画・立案
- ⑤ 国際観光交流事業を含む国際交流事業の実施に対する協力・助言

(2) 市町村

- ① 国際交流関係行事への参画
- ② 国際交流イベントでの講演
- ③ 外国との往復文書等の翻訳（英文の和訳及び翻訳文書の監修を除く。）
- ④ 外国人訪問時の通訳

(3) 教育関係機関

- ① 外国の文化及び生活の紹介
- ② 簡易な日常会話の指導
- ③ 異文化理解のための講演

(4) 民間団体等

- ① 地域住民の異文化理解のための交流活動（継続性のある語学指導を除く。）
- ② 地域住民の多文化共生実現に向けた諸活動

3 前項各号に掲げるものの他、国際化推進に資すると認められるものは、前項の国際交流活動として行うことができるものとする。

(国際交流員従事の条件)

第3条 誘客交流課長は、次の各号に定める条件により、国際交流員を活用団体の国際交流活動に従事させるものとする。ただし、特段の事情により必要であると認められる場合には、第1号又は第2号の従事条件によらず、国際交流員を従事させることができるものとする。

(1) 従事日 国際交流員の勤務日及び勤務時間内

(2) 従事時間 1日当たり3時間以内

(3) 活用団体は、国際交流員に対するセクシャル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処すること。

(活用団体の費用負担)

第4条 活用団体は、次の各号に定めるところにより、国際交流員の活用に係る費用を負担するものとする。

- (1) 国際交流活動に用いる教材等の購入費用は、原則として活用団体が全て負担すること。
- (2) 国際交流員の活用のために交通機関の利用が必要な場合は、県の「職員等の旅費に関する条例（青森県条例第45号）」に準じ、活用団体が国際交流員に旅費を支給すること。

2 前項の規定に関わらず、活用団体は、国際交流員の活用に係る謝礼又は報酬として、県又は国際交流員に金品等を支給してはならない。

(活用団体の同意事項)

第5条 活用団体は、国際交流員の活用に当たって、次の各号に掲げる事項に同意しなければならない。

- (1) 国際交流員活用による成果品の利活用の責任は、活用団体が負うこと。
- (2) 国際交流員が国際交流活動の内容について説明等を求めたときは、活用団体は誠実に対応すること。
- (3) 活用当日の国際交流活動のスケジュール、内容等は、事前に活用団体が国際交流員と十分な打合せを行うこと。

(活用の事前調整)

第6条 活用団体は、国際交流員を活用しようとするときは、活用しようとする日の原則として3週間前までに、国際交流員との間で、その活用内容、活用日時等に関し必要な調整を行うものとする。

(活用の申込み及び審査)

第7条 前条の規定により、必要な調整を終えた活用団体は、速やかに、次の各号にその区分に応じて掲げる申込書及び必要な資料を作成し、誘客交流課長に提出するものとする。

- (1) 県 国際交流員活用申込書（様式第1号）
- (2) 市町村 国際交流員活用派遣依頼申込書（様式第2号）
- (3) 教育関係機関 国際交流員活用派遣依頼申込書（様式第3号）
- (4) 民間団体 国際交流員活用派遣依頼申込書（様式第4号）

2 活用団体は、前項の規定に基づく申込書の提出後、内容の変更又は申込みの取り下げをしようするときは、直ちに、その旨及び内容を誘客交流課長に対し届け出なければならない。ただし、内容の変更が軽微である場合にあっては、この限りでない。

3 誘客交流課長は、前2項の規定に基づき提出された申込書及び添付資料により国際交流活動の内容を審査し、国際交流員の従事の可否を決定するものとする。

4 前項の審査を行うために必要な事項は、別に定める。

(活用の制限)

第8条 誘客交流課長は、活用団体が行おうとする国際交流活動が次の各号のいずれかに該当するときは、国際交流員の活用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき。

(3) 第5条に規定する同意事項に同意しないとき。

(4) 前各号に定めるものの他、誘客交流課長が適切でないと判断するとき。

2 国際交流活動の実施中に、当該活動が前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、誘客交流課長は、直ちに、必要な措置を講じるものとする。

(国際交流員の長期活用)

第9条 県の各部局の所属長は、国際交流員を長期間活用し、所管事業の企画立案から実施までの間、助言、翻訳、通訳等、一連の業務を行う必要があるときは、「国際交流員長期活用計画書」(様式第5号)を作成し、国際交流員の活用期間を含む四半期の初めの日の2週間前までに、誘客交流課長に提出するものとする。

2 前項の計画書の作成に当たっては、事前に、国際交流員との間で、その活用内容、活用日時等に関し必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定により、必要な調整を終えた県の各部局の所属長は、国際交流員の活用開始日の1週間までに、国際交流員長期活用計画書に基づき、「国際交流員長期活用申込書」(様式第6号)を作成し、長期活用に係る参考資料を添えて、誘客交流課長に提出するものとする。

4 前3項に定めるものの他、国際交流員の長期活用に当たっては、第2条第2項第1号及び第3項、第3条から第5条、第7条第2項から第4項、第8条及び次条を準用するものとする。

(活用状況の報告)

第10条 活用団体(県を除く。)は、国際交流員の活用終了後は、その活用状況を取りまとめた「国際交流員活用報告書」(様式第7号)を作成し、速やかに、誘客交流課長に提出するものとする。ただし、活用成果が容易に把握できる用務については、この限りでない。

(その他)

第11条 この要領に定めるものの他、国際交流員の活用に関し、必要な事項は誘客交流課長が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年8月9日から施行する。

この要領は、平成25年1月15日から施行する。

この要領は、平成27年4月15日から施行する。

この要領は、平成29年7月5日から施行する。